

## 第32回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月27日(月)午後2時00分から午後2時53分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(20名)

会長職務代理者

23番	鯖戸	英明
1番	棚	範貴
2番	小林	信也
3番	山下	浩昭
4番	橋本	浩弥
5番	西田	利幸
6番	中村	富士男
7番	田村	信夫
8番	高野	英一
9番	佐藤	雅典
10番	森	勤子(途中退席)
11番	帰山	茂義
12番	井田	留吉
13番	澤邊	佳範
14番	佐藤	悦啓
16番	多田	篤
18番	吉田	正宏
19番	渡邊	ひろ子
20番	佐久間	博孝
22番	松本	誠

4 欠席委員

15番	高橋	孝二
17番	黒田	龍司
21番	湯佐	茂雄
24番	谷内	雅貴

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について  
第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について  
第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について  
第2号 農用地の買入協議に係る要請について

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 川瀬 康彦  
農地振興係長 菅原美栄子  
農地振興係主査 高坂 花織

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第32回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、会長が欠席しておりますので、議長につきましては、職務代理者であります私の方で務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に19番渡邊委員、20番佐久間委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、15番高橋委員、17番黒田委員、21番湯佐委員、24番谷内会長より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>の計1法人から提出がありましたので報告いたします。</p> <p>書類等完備されておりましたので、受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>事務局から報告第2号1番について、説明いたします。</p> <p>報告第2号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は、議案書1ページの、今月20日に町公社が利用調整を行った1件でございます。</p> <p>内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第3号1番について、説明いたします。</p> <p>報告第3号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。</p> <p>案件は、議案書2ページの1件でございます。</p> <p>今月17日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から16番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番から16番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>1番から8番および11番および13番から16番の案件は返還のため、9番、10番の案件は利用調整のため、12番の案件は売買のため解約するものです。</p> <p>農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の</p>

解約が成立しているものと考えております。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りいたします。  
議案第1号1番から16番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から16番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議案第2号1番について、事務局から説明いたします。

事務局

議案第2号、農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申し出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて審議を求めます。

【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番から16番について、事務局から説明いたします。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第3号1番から16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書1ページから8ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番から16番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号17番から22番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号17番から22番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書9ページから11ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号17番から22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号17番から22番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号23番、24番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号23番、24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書12ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号23番、24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号23番、24番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号25番、26番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号25番、26番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書13ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農

に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号25番、26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号25番、26番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号27番から30番について、事務局から説明いたします。

事務局

【議案第3号27番から30番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書14ページから15ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号27番から30番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号27番から30番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第3号31番については、西田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(5番 西田委員退席)

議長 それでは、議案第3号31番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号31番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書16ページ上段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、令和4年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号31番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号31番は原案のとおり決定いたしました。

(5番 西田委員着席)

議長 次に、議案第3号32番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号32番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書16ページ下段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、令和4年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)



議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号32番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号32番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号33番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号33番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書17ページ上段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、令和4年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号33番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号33番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号34番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号34番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書17ページ下段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。この案件は、令和4年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいる

ので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号34番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号34番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号35番について、事務局から説明いたします。

事務局 【議案第3号35番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書18ページ上段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、令和4年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号35番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号35番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号36番、37番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号36番、37番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書18ページ下段から19ページ上段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番説明いたします。これらの案件は、令和4年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号36番、37番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号36番、37番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号38番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号38番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添調査書19ページ下段のとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、令和4年8月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号38番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号38番は原案のとおり決定いたしました。

議長	次に、議案第3号39番について、事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第3号39番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添調査書20ページのとおり、基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	<p>9番説明いたします。この案件は、今年1月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権移転については問題ないと思います。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号39番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	異議なしとします。よって、議案第3号39番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局	<p>議案第4号1番について、事務局から説明いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。 以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	<p>9番説明いたします。この案件は、経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。 なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろ</p>

しくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、今月17日に橋本委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。これらの案件は、今月17日に橋本委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号3番、4番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号5番から7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号5番から7番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書5ページから7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。これらの案件は、今月17日に橋本委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。  
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号5番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号5番から7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号8番、9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号8番、9番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書8ページから9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は、今月17日に橋本委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号8番、9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号8番、9番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。  
議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に高野委員、多田委員、事務局とで現地調査を行い、農

地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に高野委員、佐久間委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。

---

議長 議案は以上であります。  
これをもちまして、第32回農業委員会総会を閉会します。

事務局 局長 ご起立願ひます。ご苦勞様でした。